福井県麻薬小売業者間譲渡許可審査基準および指導基準

平成 30 年 3 月 23 日 策定 令和 4 年 4 月 1 日 一部改正

福井県健康福祉部医薬食品 · 衛生課

第1 目的

この基準は、麻薬小売業者間譲渡許可に係る審査基準および指導基準について定め、公正な許可事務を確保するとともに透明性の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 法令の規定 法令に定められた事項
- 2 審査基準 行政手続法(平成5年法律第88号)第5条に定める審査基準であり、申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- 3 指導基準 行政手続法第36条および福井県行政手続条例(平成7年福井県条例第31号)第34条の趣旨に基づき、統一的な行政指導を行うための基準 をいう。

<凡例>

法令等の引用に当っては、次の略号を用いる。

第3 麻薬小売業者間譲渡許可

法令の規定	審査基準	指導基準
1 2以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全て	1 申請にあたっては次に掲げる全ての要件を満たすこと。	
の要件を満たす場合に限り、規則第9条の規	(1) 許可を受けようとする全ての麻薬業務所は、他の麻薬小	
定にかかわらず、次項に定める手続きにより	売業者間譲渡許可グループに属していないこと	
共同して、法第24条第12項第1号の規定によ	(2) 許可を受けようとする全ての麻薬業務所が同一市町内	
る麻薬の譲渡しの許可を申請することがで	にあること。(ただし、麻薬業務所の移動時間が概ね往復	
きる。(規則第9条の2第1項)	1 時間以内である場合を除く。)	
(1) いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる	(3) 許可を受けようとする麻薬業務所の数の上限は、20以下	
場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者	であること。(ただし、同一の市町内に全ての麻薬業務所	
であること	がある場合を除く。)	
イ 共同して申請する他の麻薬小売業者が		
その在庫量の不足のため麻薬処方せんに	2 申請書および添付書類	
より調剤することができない場合におい	(1) 麻薬小売業者間譲渡許可申請書	
て、当該不足分を補足する必要があると	正本: 1部	
認めるとき	副本:共同して申請する麻薬小売業者の数に1を足し	
ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であ	た数	
つて、その譲受けの日から90日を経過し	(2) 共同して申請する全申請者の麻薬業務所所在地の位置	
たものを保管しているとき、又は麻薬卸	関係がわかる地図 1部	
売業者から譲り受けた麻薬について、そ	(3) 各麻薬業務所間のおおよその距離および移動に要する	
の一部を法第24条第1項若しくは第12項	時間を示した書類 1部	
の規定に基づき譲り渡した場合におい	なお、全ての麻薬業務所が同一市町にある場合には、(2)およ	
て、その残部であつて、その譲渡しの日か	び(3)は省略することができる。	
ら90日を経過したものを保管していると		
き		
(2) いずれの麻薬小売業者も、当該免許に		
係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府		
県の区域内にあること		

附則

この基準は平成30年3月23日から適用する。 この基準は令和4年4月1日から適用する。